

(医院控え)

契 約 書
重要事項説明書
サービス内容説明書
個人情報使用規約
情報開示に関する規定

当診療所は介護保険の指定を受けています。
(宮城県指定 第0435134457号)

利用者氏名 _____ 様

歯科医院 : 歯科定禅寺ヒルズ

【別紙1】

重要事項説明書

1 事業所の概要

名称	歯科定禅寺ヒルズ
所在地	宮城県仙台市青葉区国分町3-3-1
電話番号	TEL:022-796-0988
管理者氏名	佐々木 祐子
事業所番号	0435134457
サービス提供地域	歯科定禅寺ヒルズ中心に半径16キロ圏内(直線距離において)

2事業所の職員体制・勤務体制

従業者の職種	区分		その他
	常勤	非常勤	
管理者	1名		歯科医師兼務
歯科医師	1名	3名	計4名
歯科衛生士	3名	4名	計7名
歯科助手・受付等	0名	0名	計0名

3通常のサービスの提供日と時間

平日	月・火 10:00~13:00、15:00~17:00 木・金 10:00~13:00、15:00~20:00
土曜日	10:00~13:00、15:00~17:00
休診日	水・日・祝日 ※祝日がある週は水曜日通常診療 10:00~13:00、15:00~17:00

※地震、災害等で交通機関が停止した場合や、道路が使用できない状態等の時、台風や荒天時等、または訪問担当者のやむを得ない事情で、訪問できない場合もございます。

※訪問日が祝日に当たる場合は、歯科医師等の人員の関係で、事前に連絡・調整のうえ祝日前後に振り替えて訪問させて頂く場合がありますので、ご理解・ご協力をお願い致します。

4 サービスの内容と費用

(1) サービスの内容

居宅療養管理指導の種類	内容
1 歯科医師が行う居宅療養管理指導	<p>担当の歯科医師が、通院に困難な利用者に対しその居宅を訪問して行う計画的、継続的な歯科医学的管理を基に、利用者が居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業者及び居宅サービスを利用するその他事業者に対して居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。</p> <p>また、利用者もしくはその家族等に対する居宅サービス利用上の留意点、介護方法等について、指導及び助言を行います。</p> <p>※事業者への情報提供については、個人情報ですので、利用者の同意を得て行います。</p>
2 歯科衛生士等が行う居宅療養管理指導	<p>担当の歯科医師の指示に基づき、歯科衛生士等が利用者の居宅を訪問し、療養上必要な指導として利用者の口腔内での清掃または有床義歯の清掃に関する実地指導を行います。</p>

(2) 費用

ア 介護保険のサービス利用料はおよそ次のとおりです。

イ 利用者負担金はサービス利用料の1割です。(1円未満切り捨て)

ウ 介護サービス料自己負担割合が2割ないし3割の場合は、負担割合に応じた金額になります。

【介護報酬料金表】

1 歯科医師が行う居宅療養管理指導	<p>1月に2回を限度として(1回あたり) (単独) 1割負担:517 単位(円) 2割負担:1,034 単位(円) 3割負担:1,551 単位(円)</p> <p>(2~9名) 1割負担:487 単位(円) 2割負担:974 単位(円) 3割負担:1,461 単位(円)</p> <p>(10名以上) 1割負担:441 単位(円) 2割負担:882 単位(円) 3割負担:1,323 単位(円)</p>
-------------------	--

	1月に4回を限度として(1回あたり)
	(単独) 1割負担:362 単位(円) 2割負担:724 単位(円) 3割負担:1,086 単位(円)
2 歯科衛生士等が行う居宅療養管理指導	(2~9名) 1割負担:326 単位(円) 2割負担:652 単位(円) 3割負担:978 単位(円)
	(10名以上) 1割負担:295 単位(円) 2割負担:590 単位(円) 3割負担:885 単位(円)

エ サービス提供外地域(保険医療機関の所在地と患家の所在地との距離が16キロメートルを超えた場合)の場合、これらのサービスを提供することはできません。なお、当医院からの歯科訪問診療を必要とする絶対的な理由がある場合はこの限りではありません。

5 利用料等の支払い方法

(在宅のご利用者様)毎月、月まとめて請求書をサービス提供月の翌月の中旬を目安に、訪問時お渡しさせていただきます。請求書をお渡しした次の訪問日にお支払いください。お支払い時、領収書を発行致します。

(施設利用者様)施設様のご要望に沿った形での請求方法となる場合がありますので、ご了承ください。請求方法の変更やご不明な点等ございましたら窓口までご相談ください。

※当方も釣銭の準備はしておりますが、対応し兼ねる場合もございますので、できるだけおつりが多くならないようお支払頂けますよう、ご理解・ご協力をお願い致します。

6サービス内容に関する苦情等相談窓口

サービスに関する相談や苦情は、下記の窓口で対応致します。

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者: 佐々木 祐子 対応時間 : 10:00~20:00 対応方法 : 電話番号 022-796-0988
-------------	---

下記の機関に於いても、苦情の申し出等ができます。

仙台市介護保険指導第二係
住所 仙台市青葉区国分町3丁目7-1
TEL 022-214-8192

宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情相談係
住所 仙台市青葉区上杉一丁目 2-3 自治会館内
TEL 022-222-7700

運営適正化委員会
住所 宮城県仙台市青葉区本町3丁目7-4
TEL 022-716-9674

7 事故等の対応等

- ア 当医院は、サービス提供に際し、利用者のけがや体調の急変があった場合には、家族への連絡その他、適切な措置を迅速に行います。
- イ 当医院は、前項の状況及びそれに伴う処置について記録します。
- ウ 当医院は、サービス提供に当たって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。但し、事業者の故意または過失によらないときは、この限りではありません。

8 利用者様へのお願い

- ア サービス利用の際は、必ず介護保険被保険者証を提示してください。
- イ サービス利用予定日の都合が悪くなった場合、日時変更のお願い等は早めにご連絡ください。

【別紙2】

サービス内容説明書（居宅療養管理指導）

居宅療養管理指導とは、医師・歯科医師・薬剤師、栄養士などが医療機関への通院が難しい利用者の自宅に訪問し、療養に必要な管理指導を行うサービスです。

医師・歯科医師が行うのはあくまで指導やアドバイスのみで、実際の治療は行いません。利用者の健康状態を把握することが出来ますし、介護の仕方の指導を受けることもできるので、家族にとっても役に立つサービスです。

※治療に関しては、医療保険を使って行います。

当医院が、あなたに提供するサービスは以下の通りです。

（歯科医師による居宅療養管理指導）

通院が困難な利用者に対して、歯科医師が、利用者の居宅を訪問して行う計画的な医学的管理に基づき、指定居宅介護支援事業者その他の事業者に対する介護サービス計画の策定等に必要の情報提供（利用者の同意を得て行うものに限る。）又は利用者及び家族等に対する介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、1月に2回を限度として算定。訪問診療以外での処置が必要となった場合は、当該歯科医院もしくは利用者様がご希望する処置が可能な歯科医院で行います。

（歯科衛生士による居宅療養管理指導）

利用者に対して、歯科衛生士、保健婦、保健士又は看護職員が、計画的な歯科医学的管理を行っている歯科医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問し、療養上必要な指導として患者の口腔内での清掃又は有床義歯の清掃に関する実地指導を行った場合に、1月に4回を限度として算定。

その他の留意事項

（居宅サービス計画に沿ったサービス提供）

利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、利用者の居宅サービス計画に沿って、個別サービスに従って計画的にサービスを提供します。報告書はケアマネージャーに交付します。

また、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望し、その変更が居宅サービス計画の範囲内で可能な場合には、速やかに計画変更等の対応を行います。

(利用料について)

訪問診療の際に「居宅療養管理指導費」として、介護保険制度において定められた利用料の1割を月1回から4回頂きます。(介護保険負担割合が2割の方は2割分の金額となります。)

内訳(介護保険)

歯科医師による居宅療養管理指導(最大月2回)・・・単独では1回あたり517円(1割の場合)、1,034円(2割負担の場合)、1,551円(3割負担の場合)

2～9名では1回あたり487円(1割の場合)、974円(2割の場合)、1,461円(3割の場合)

10名以上では1回あたり441円(1割の場合)、882円(2割の場合)、1,323円(3割の場合)

歯科衛生士による居宅療養管理指導(最大月4回)・・・単独では1回あたり362円(1割の場合)、724円(2割の場合)、1,086円(3割の場合)

2～9名では1回あたり326円(1割の場合)、652円(2割の場合)、978円(3割の場合)

10名以上では1回あたり295円(1割の場合)、590円(2割の場合)、885円(3割の場合)

訪問診療費・居宅療養管理指導費のお支払は、月末締めで翌月の訪問の際にご集金となります。領収書は集金後、担当衛生士よりお渡しとなります。

(契約について)

次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、契約を終了するものとします。

- 1 利用者が要介護(要支援)認定を受けられなかった場合
- 2 正当な理由がなく利用者負担金を3ヶ月滞納した場合
- 3 利用者がサービスの継続ができなくなってしまった場合

(解約について)

利用者は7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解約することができます。

(交通費について)

歯科訪問診療にかかる交通費については当方負担とし、利用者から交通費は一切頂きません。

【別紙3】

「個人情報の保護に関する法律」に基づく公表事項

「個人情報の保護に関する法律」(以下「法」と言います。)に基づき、以下の事項を公表致します。

1 ご利用者およびご家族に関する個人情報の利用目的の公表に関する事項は次のとおりです。

(1) 書面以外で直接個人情報を取得する場合及び間接的に個人情報を取得する場合における利目的は次のとおりです。

	「個人情報」の利用目的
①当医院内部での利用	ア 利用者に当医院が提供するサービス イ 医療・介護保険事務 ウ 利用者に関わる管理運営業務 ・利用開始終了等の管理 ・会計・経理 ・事故などの報告 ・当該利用者のサービスの向上 ・介護サービスや業務の維持改善のための基礎資料 ・当医院が開催する研修会(氏名、生年月日、住所、電話番号、利用している事業所名は伏せて使用)
②他事業所への情報提供	ア 当該利用者に提供する居宅サービス関連 ・当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者あるいは医療機関等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答 ・その他の業務委託 ・家族等への心身の状況説明 イ 医療・介護保険事務関連 ・保険事務の委託 ・審査支払機関へのレセプト提出 ・審査支払機関または保険者からの照会への回答 ウ 損害賠償保険等に関する保険会社への相談または届出等

ご利用者およびご家族等から直接書面に記載された個人情報を取得する場合は、その都度、利用目的を明示させていただきます。それ以外で個人情報を直接取得する場合、または間接に取得する場合は、次の利用目的の制限の範囲内で取り扱わせて頂きます。但し、以下の(2)(3)の場合は、除きます。

(2) 合併、分社、事業継承による取得

合併、分社、事業継承により、他事業所が保有する個人データを取得した場合には、継承前における個人情報の利用目的の範囲を超えて、当該個人情報を取り扱うことはありません。超えて利用する場合には当該利用者の同意を得て行います。

(3) 共同利用に関する事項

① 次のような個人データを次の事業者との間で共同利用します。

ア 介護保険請求を行うため、保険事務請求システム事業者

- ・氏名、電話番号、性別、被保険者番号、介護保険受給者証への記載事項、居宅サービス計画の内容およびその金額、公費受給の状況

イ 当該利用者へのサービス提供のため、運営主体が同一である事業所及び組織

- ・氏名、電話番号、性別、被保険者番号、介護保険受給者証への記載事項、居宅サービス計画の内容、個別支援計画の内容、サービス担当者会議議事録内容、サービス担当機関への照会への回答内容、基本情報の内容、苦情や事故の内容、各サービスの経過記録の内容

② 当該個人データの管理責任者は次のとおりです。

歯科定禅寺ヒルズ 管理者 佐々木 祐子

2 保有個人データに関しての本人の知り得る状態に置くべき事項は次のとおりであり、契約時に文にて通知します。

- ①事業者の名称
- ②個人情報管理責任者
- ③個人データの利用目的
- ④保有個人データの取り扱いに関する苦情の取り扱い
- ⑤保有個人データの開示とその方法

3 個人情報の第三者提供について

当医院は、ご利用者等より取得させていただいた個人情報を適切に管理し、あらかじめご利用者等の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。ただし、次の場合は除きます。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③ 公衆衛生の向上等のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力することが必要な場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

4 苦情の受付窓口に関する事項

個人情報の取り扱いに関する苦情の申し出先

歯科定禅寺ヒルズ 管理者 佐々木 祐子

